

臨床研修医管理規程

制定 2025年2月1日

(目的)

第1条 この規程は、NTT 東日本札幌病院において医師法の規定に基づき臨床研修を適正、安全かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(臨床研修医の募集・採用)

第2条 (1) 研修医の募集は公募により行い、臨床研修マッチングシステムを利用して採用手続きを実施する。
(2) 募集要項を作成し、ホームページへの掲載および合同説明会等において広く公募する。
(3) 採用試験は応募書類、面接等により実施し、総合的に評価する。
(4) 臨床研修マッチング結果に従い、採用手続きを実施する。
(5) マッチ者に対しては採用内定者として仮契約書を締結し、医師国家試験合格により正式採用とする。ただし、医師国家試験に不合格の場合は、仮契約を解除する。

(研修医の身分および処遇)

第3条 (1) 研修医の身分は、常勤メディカルプロフェSSIONAL社員とする。
(2) その他の処遇については、別に定める職員就業規則を準用する。
(3) 臨床研修医が協力型研修病院および協力型施設において研修を行う期間の給与はNTT 東日本札幌病院が支払うこととする。

(臨床研修の理念・基本方針・目標)

第4条 NTT 東日本札幌病院の臨床研修の理念・基本方針・目標は以下の通りとする。

(1) 臨床研修理念

NTT 東日本札幌病院の基本理念「私たちは患者さんとの信頼関係を大切に、地域に密着した思いやりのあるより良い医療を行います。」のもと行動する。医師としての基本的な診療能力を習得するのみならず、社会人としての人格・素養を身につけ、思いやりの心を持って患者と接する。全人的な医療を実践できる医師の育成を目指し、将来の専門性につながる臨床研修を行う。

(2) 基本方針

①プライマリ・ケアおよび救急医療に必要な基本的診療能力（態度、知識、技能）を習得する。

- ②医学・医療に求められる社会的ニーズを理解する。
- ③チーム医療の一員としての役割を理解し、多職種と協調して診療する。
- ④思いやりを持って患者およびその家族に向き合い、人として信頼される人格、素養を身につける。

(3) 目標

卒後2年間の初期研修において医師としての人格を涵養し、将来の専門性に関わらず、医学・医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な日常診療において頻繁に遭遇する病気や病態に適切に対応できるように、プライマリ・ケアの基本的な診察能力を身につけることを目標とする。

(研修期間)

第5条 臨床研修医の研修期間は原則として2年間とする。

(臨床研修のローテーション)

第6条 NTT 東日本札幌病院研修プログラムに則り研修が実施されるが、ローテートする診療科の順番は、研修医の要望と各診療科の受入れ態勢を考慮して作成する。プライマリ・ケアに主眼を置いた研修を達成することが最大の目標であるが、加えて将来進む専門性にスムーズに移行できるように自由なローテーションの選択を可能とした個別選択プログラムでもある。

(臨床研修医の業務)

第7条 研修医はNTT 東日本札幌病院の臨床研修プログラムに基づき、プログラム責任者、指導医、上級医および看護指導者の管理、指導の下、以下の研修を行う。

- (1) 研修医は担当医として診療チームに加わり、受け持ち患者の診療に参加し、指導医の指導のもと積極的に行動する。
- (2) 研修医の診療行為については「医師診療基本指針」に準拠し、研修医の指示出し基準は「研修医が単独で行うことのできる診療行為の基準（別紙1）」に規定しているが、オーダーや指示などの判断においては指導医や上級医、看護指導者等の指導を受けて行う。さらに検査・処置、指示・手術等が安全・確実に実施されたことを確認し、実施中・実施後に患者の状態・反応を観察して指導医や上級医、看護指導者に報告を行う。
- (3) 研修医は指導医、上級医の指導の下に、1年次より救急医療を経験するために宿日直研修を行う。
- (4) 研修医はオリエンテーション、病理検討会（CPC）等に参加しなければならない。
- (5) 研修医の代表が研修管理委員会に参加し、意見を述べるができる。

(6) 研修医が研修期間中にアルバイト診療を行うことを禁止する。

(診療上の責任および指導体制)

- 第8条 (1) 診療上の責任は主治医である指導医・上級医にあり、研修医はあくまで担当医という位置づけである。
- (2) 研修医は対応に苦慮する症例、処置等だけではなく、診療計画の作成、評価の実践等についても積極的に指導医にコンサルトし、その指導・指示を仰ぐ必要がある。
- (3) 指導医不在時に研修医が単独で行っていけないことに遭遇した場合は、他の上級医にコンサルトし、その指導・指示に従うこと。
- (4) 宿日直時における指導体制は、救急当直医師の管理・指導責任の下で行われる。

(講演会および研修会)

- 第9条 (1) 院内講演会および研修会については、担当部署または委員会より適宜案内がある。
- (2) 院内講演会、研修会、医局カンファレンス、研修医セミナーは参加必修とする。

(研修医評価)

- 第10条 (1) 研修医の知識、技能、態度等の臨床研修目標に対する達成度を確認するため評価を行う。
- (2) 研修医はEPOC2にて自己評価を行い、指導医に評価を依頼する。
- (3) 研修状況把握のため、随時研修センター事務局がEPOC2の入力を確認する。
- (4) 経験すべき症候(29症候)、経験すべき疾病・病態(26疾病・病態)について、症例レポートを所定の書式で作成する。作成後は指導医に提出し承認を受け、研修センター事務へ提出し、さらにEPOC2へアップロードを行う。
- (5) 2年次に関しては、研修管理委員会にて報告を行い、進捗状況について検討する。履修不十分と認められる場合は、研修修了までに調整を行う。

(指導医評価)

- 第11条 (1) 各研修科目の指導体制および指導方法の向上を目的として、研修医は指導医に対する評価を行う。
- (2) 研修医は研修期間終了後にEPOC2に指導医の評価を入力する。研修医が行った指導医評価により、当該研修医が不当な扱いを受けないよう配慮する。

(臨床研修の中断・再開)

- 第12条 (1) 研修管理委員会はプログラム責任者または研修実施責任者からの発議に基づき、研修医としての適性を欠く場合、病気その他の理由により研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修の評価を行うと共に中断を勧告できる。
- (2) 前項の勧告または研修医自身の申し出により、当該研修医の臨床研修を中断できる。
- (3) 病院長は研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求めにより厚生労働省の基準に沿って「臨床研修中断証(様式18)」を交付する。プログラム責任者は研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を紹介する等の臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切な進路指導を行わなければならない。さらに病院長は速やかに「臨床研修中断報告書(様式19)」および「臨床研修中断証(写)」を管轄する地方厚生局宛に送付する。
- (4) 臨床研修を中断した者が研修再開を申し出た場合、病院の実状に応じて検討のうえ、厚生労働省の基準に沿って研修を受け入れる。
- (5) 病院長は、中断者の研修再開を認めた場合には、研修再開の日から起算して1ヶ月以内に「臨床研修の再開の受入に係る履修計画表(様式20)」を管轄する地方厚生局に提出しなければならない。

(臨床研修の取り消し)

- 第13条 研修医が以下に該当する場合、研修管理委員会の決議に基づき、病院長は研修の取り消しをすることができる。
- (1) 研修医辞退手続きの完了
 - (2) 医師免許の取消もしくは停止、または医業の停止処分を受けたとき
 - (3) 法令・条例および規程に違反したとき
 - (4) 臨床研修プログラムに基づいて研修を行わなかったとき
 - (5) 研修中にアルバイトを行ったとき
 - (6) 死亡したとき

(臨床研修の修了認定および未修了)

- 第14条 (1) 既定の評価により研修医が臨床研修を修了したと認め、研修管理委員会の承認を受けた場合は、遅滞なく当該研修医に対して「臨床研修修了証(様式21)」を交付する。
- (2) 研修修了の判定は研修管理委員会で行われ、修了判定の基準は以下のとおりとする。

- ① EPOC2 評価票 I・II・III
 - A) 医師としての基本的価値観：レベル 3 以上（期待通り）が望ましい。
 - B) 資質・能力：レベル 3 以上（臨床研修の終了時点で期待されるレベル）が望ましい。
 - C) 基本的診療業務：レベル 2 以上（指導医がすぐに対応できる状況下でできる）が望ましい。
- ② 経験すべき症候（29 症候）、経験すべき疾病・病態（26 疾病・病態）は必修項目のため 100% 経験すること。
- ③ 経験すべき診察法、検査、手技等（33 項目）は 100% 経験を目標とする。尚、当院患者に対象症例がなかった場合なども考えられるため、症例経験の努力の結果やむを得ない場合は、研修管理委員会の審査を経て判定する。
- ④ 症例レポートの提出：29 症候、26 疾病・病態のすべての項目についてレポート提出を必須とする。
- ⑤ 院内講演会受講率は 70% 以上とする。
- ⑥ 研修休止日数（すべての休暇含む）は上限を 90 日とする。

（記録の保管）

第15条 臨床研修を受けた研修医に関する記録（履歴書等）は当該研修医が臨床研修を修了または中断した日から 5 年間、研修センター事務において保管する。

（臨床研修修了後の進路）

第16条 臨床研修修了後の進路が決定したら、プログラム責任者と研修センター事務に報告すること。

（臨床研修の相談窓口）

第17条 NTT 東日本札幌病院における研修に関する内容全般から将来の進路に至るまで相談がある場合は、研修センター事務を窓口として、適宜病院長・プログラム責任者・各診療科部長に相談できる。

附則

本規程は、2025 年 2 月 1 日より施行する。

（別紙）

別紙 1 「研修医が単独で行うことのできる診療行為の基準」